

**注記**  
**(一般会計等)**

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和 59 年以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ. 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格があるもの

なし

イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

③出資金

ア. 市場価格のあるもの

なし

イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30% 以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

なお、株式会社以外への出資金で資本金の金額が貸借対照表上で判断できない会社については、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

一般会計・・・・・・・・個別法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 15年～50年

工作物 2年～75年

物品 2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち壱岐市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき又は、固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計方針の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重要な災害等の発生

平成29年7月5日に発生した九州北部豪雨により、被災地域の建物等において多大な被害を受け、臨時損失として建物、工作物等の滅失、現状回復費用等、その他復旧等に係る費用等の発生が予算額で2,738,850千円見込まれています。

(5) その他の重要な後発事象

なし

#### 4 偶発債務

(1) 補償債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3) その他重要な偶発債務

なし

#### 5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

農業機械銀行特別会計

②一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 — %

実質公債費比率 4.6%

将来負担比率 — %

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

一般会計 75,297千円

⑦繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費 一般会計 2,596,189千円

⑧過年度修正等に関する事項

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

①会計基準へ変更したことによる影響額等

ア.財務書類の対象となる会計の変更

簡易水道事業特別会計において、法適用移行中につき連結しておりません。

イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲 普通財産

イ. 内訳

その他（公共土地） 25,097 千円

平成 29 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

③減価償却累計額

事業用資産 26,674,299 千円

建物 26,535,132 千円

工作物 127,254 千円

船舶 11,913 千円

インフラ資産 183,813,058 千円

工作物 182,992,341 千円

その他 820,717 千円

物品 2,512,579 千円

ソフトウェア 49,843 千円

④減債基金に係る積立不足額

なし

⑤基金借入金（繰替運用）残高

なし

⑥地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 23,739,415 千円

⑦地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 13,251,979 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 123,431 千円

将来負担額 31,471,639 千円

充当可能基金額 8,494,411 千円

特定財源見込額 429,762 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 23,739,415 千円

⑧地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 162,473 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

一般会計等

1,047,697 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	22,608,220 千円	21,845,844 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	144,784 千円	127,301 千円
資金収支計算書	22,748,145 千円	21,968,285 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支決算書は農業機械銀行特別会計分相違します。また、一般会計と農業機械銀行特別会計間での資金移動分（4,859 千円）を相殺処理している事による影響額も含まれます。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	2,511,623 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	555,240 千円
未収債権額の増減	16,552 千円
資産売却益	1,438 千円
資産除売却損	△10,144 千円
賞与引当金繰入額（増減額）	△1,315 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	102,881 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△17,276 千円
減価償却費	△4,248,837 千円
その他（棚卸資産）の増減	△1,184 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△1,091,024 千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一般会計等

一時借入金の限度額	3,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	383 千円

⑤重要な非資金取引

なし